

# 令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

所轄税務署長等 土浦 税務署長 市区町村長	給与の支払者の名称(氏名) 国立大学法人 筑波大学	(フリガナ) あなたの氏名 印	あなたの生年月日 明・大・昭 平・令 年 月 日	世帯主の氏名	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出 (提出している場合は、○印を付けてください。)
	給与の支払者の法人(個人)番号 *****	あなたの職員番号 *****	あなたのとの続柄 あなたとの続柄		
	給与の支払者の所在地(住所) 茨城県つくば市天王台1-1-1	(郵便番号 - - - )		配偶者の有無 有・無	

あなたに源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

主たる給与から控除を受ける A 対象配偶者(注1)	区分等 氏 名	個人番号			老人扶養親族 (平26.1以前生)	令和2年中の 所得の 見積額	住 所 又 は 居 所	異動月日及び事由 (令和2年中に異動があった場合に記載してください。(以下同じ。))
		あなたのとの続柄 生年月日	特定扶養親族 (平10.12生~平14.1.1生)	非居住者である親族	生計を一にする事実			
		*****	*****	*****	*****			
		明・大 昭・平 ・ ・						
		1	*****	同居老親等 その他	円			
B 控除対象扶養親族 (16歳以上) (平17.1.1以前生)	*****	特定扶養親族	円					
	明・大 昭・平 ・ ・	同居老親等 その他	円					
	2	*****	特定扶養親族	円				
	明・大 昭・平 ・ ・	同居老親等 その他	円					
3	*****	特定扶養親族	円					
4	*****	同居老親等 その他	円					
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	□ 障害者 区分 一般の障害者 特別障害者 同居特別障害者	該当者 本人 同一生計 配偶者(注2) (人)	扶養親族 (人)	□ 寡婦 □ 特別の寡婦 □ 寡夫 □ 勤労学生 (人)	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の(8)をお読みください。)			異動月日及び事由
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏 名	あなたの 続柄 生年月日	住 所 又 は 居 所	控除を受ける他の所得者 氏 名 あなたの 続柄 住 所 又 は 居 所			異動月日及び事由	
		明・大・昭 平・令 ・ ・						

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

16歳未満の 扶養親族 (平17.1.2以後生)	(フリガナ) 氏 名	個人番号	あなたの 続柄 生年月日	住 所 又 は 居 所	控除対象外 国外扶養親族 令和2年中の 所得の 見積額	異動月日及び事由
	1	*****	平 令 ・ ・		円	
	2	*****	平 令 ・ ・		円	
	3	*****	平 令 ・ ・		円	
単身児童扶養者	該当する場合には左記に チェックを付けてください。	児童扶養手当 証書の番号	生計を一にする 児童の氏名	左記の 所得の 見積額	異動月日 及び事由	



○この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものであります。○この申告書は、源泉控除対象配偶者、障害者に該当する同一生計配偶者及び扶養親族に該当する人がいる人も提出する必要があります。○この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

令2扶養

## 1 申告についてのご注意

- この申告書は、令和2年の最初の給与の支払を受ける日の前日までに、給与の支払者に提出してください。
  - この申告書の提出後、記載内容に異動があったときは、別に異動申告書を提出するか、あるいはこの申告書の該当項目を異動の内容に補正してください。
  - 年の中途で就職した人で前職のある人は、前の勤務先から交付を受けた源泉徴収票などを、また、年の中途で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与の支払者から交付を受けた源泉徴収票などを添付してください。
  - 2か所以上から給与の支払を受け、1か所から受ける給与だけでは源泉控除対象配偶者について控除を受ける配偶者(特別)控除や扶養控除、障害者等の控除の全額が控除しきれない場合には、源泉控除対象配偶者や控除対象扶養親族を分けて他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出することができます。
  - 年末調整において、基礎控除又は配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、所要の事項を記載した「基礎控除申告書」又は「配偶者控除等申告書」を作成し、令和2年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに給与の支払者に提出する必要があります。
  - 以下に掲げる親族が非居住者(注1)である場合には、その親族に係る「親族関係書類」(注2)をこの申告書に添付してください。
  - 扶養控除又は障害者控除の適用を受ける扶養親族
  - 源泉控除対象配偶者である配偶者
  - 障害者控除の適用を受ける同一生計配偶者
- また、年末調整において、上記のイ又はハに該当する親族について扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、令和2年の最後の給与の支払を受ける日の前日までに、その親族と生計を一にする事実(送金額等)を記載した扶養控除等申告書を別途作成し、「送金関係書類」(注3)を添付した上で提出するか、あるいはこの申告書の「生計を一にする事実」欄又は「左記の内容」欄に送金額等を記し、「送金関係書類」を添付した上で提出してください。(上記のロに該当する配偶者について配偶者(特別)控除の適用を受ける場合には、その配偶者と生計を一にする事実を記載した「配偶者控除等申告書」に「送金関係書類」を添付し提出する必要があります)。
- なお、「親族関係書類」又は「送金関係書類」が外国語により作成されている場合には、訳文も添付する必要があります。
- (注) 1 「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。
- 2 「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの親族であることを証するものをいいます。
- 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及びその親族の旅券(パスポート)の写し
  - 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(その親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります)。
- 3 「送金関係書類」とは、次の書類であなたがその非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要な都度、各人を行ったことを明らかにするものをいいます。
- 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたからその親族に支払をしたことを明らかにする書類
  - いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、そのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと等及びその商品等の購入等の代金に相当する額をあなたから受領したことを明らかにする書類

## 2 記載についてのご注意

- 「あなたの個人番号」及び「個人番号」欄には、それぞれ、あなた、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢16歳未満の扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- 「給与の支払者の法人(個人)番号」欄には、この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号又は個人番号を記載してください。
- 「主たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- 控除対象扶養親族が同居老親等である場合には、「老人扶養親族」欄の「同居老親等」に、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」にチェックを付けてください。
- 控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合には、「特定扶養親族」欄にチェックを付けてください。
- 「令和2年中の所得の見積額」欄には、収入金額等から必要経費等を差し引いた金額を記入してください。この場合、所得の種類が給与である場合には、収入金額から給与所得控除額(例えば収入金額が161万9千円未満の場合には55万円(収入金額を限度とします。))を差し引いた金額が給与の所得の金額となります。
- 「非課税とされる遺族年金などの所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告しないことを選択した上場株式等の配当等などについては、配偶者(特別)控除や扶養控除の判定の基礎となる所得には含まれません。
- 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合には、「非居住者である親族」欄に○印を付けてください。
- 「生計を一にする事実」欄には、控除対象扶養親族が非居住者である場合に、年末調整時に、令和2年中にその親族に送金等をした金額の合計額を記載してください。
- 「左記の内容」欄には、それぞれ次の事項を記載してください。
- 障害者(特別障害者)……障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度(障害の等級)などの障害者(特別障害者)に該当する事実。その人が同一生計配偶者又は扶養親族の場合には、併せてその人の氏名(特別障害者であるときは同居の有無)、個人番号(①、住所又は居所、生年月日、あなたの続柄及び令和2年中の所得の見積額(これらの事項のうち「源泉控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「住民に関する事項」の「16歳未満の扶養親族(平17.1.2以後生後)」欄に記載している事項については、氏名を除き、記載を省略できます)。
- また、当該同一生計配偶者又は扶養親族が非居住者である場合には、その旨及び令和2年中にその同一生計配偶者又は扶養親族に送金等をした金額の合計額。
- 一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。
- 寡婦又は寡夫……死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の令和2年中の所得の見積額などの寡婦又は寡夫に該当する事実。また、3の「⑪寡婦」のロに掲げる寡婦、「⑫特別の寡婦」又は「⑬寡夫」に該当する人については、これらのほか令和2年中の所得の見積額。
- 勤労学生……学校名と入学年月日及び令和2年中の所得の種類とその見積額。
- あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときは、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は障害者である同一生計配偶者若しくは年齢16歳未満の扶養親族をいいます)を他の所得者の扶養親族等としたり、また、その生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりすることができます。このような場合には、その扶養親族等の氏名などを「D」欄に記載してください。
- 「住民に関する事項」の「16歳未満の扶養親族」欄には、扶養親族のうち年齢16歳未満の人(平成17年1月2日以後に生まれた人)について記載してください。なお、その人が控除対象国外扶養親族(国内に住所を有しない扶養親族のうち、年齢16歳未満の人をいいます)である場合には、「控除対象国外扶養親族」欄に○印を付けてください。また、この欄に○印を付けた人は、親族関係書類及び送金関係書類を令和3年3月15日までに住所所在地の市町村に提出しなければならない場合があります。
- 「單身児童扶養者」欄には、單身児童扶養者に該当する場合にチェックを付け、児童扶養手当証書の番号、生計を一にする児童全員の氏名及び令和2年中の所得の見積額を記載してください(これらの事項のうち「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満の扶養親

族」欄に記載している事項については、児童扶養手当証書の番号及び児童の氏名を除き、記載を省略できます)。

(注)「住民に関する事項」について、ご不明な点などがありましたら、お住まいの市区町村へお尋ねください。

## 3 扶養親族等の範囲

- 【①同一生計配偶者】 所得者(この申告書を提出する人をいいます。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の所得の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人
- 【②控除対象配偶者】 ①の同一生計配偶者のうち、令和2年中の所得の見積額が1,000万円以下である所得者の配偶者
- 【③源泉控除対象配偶者】 所得者(令和2年中の所得の見積額が900万円以下の人に限ります。)と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の所得の見積額が95万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が150万円以下)の人
- (注)夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。
- 【④扶養親族】 所得者と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)、児童福祉法の規定による里子又は老人福祉法の規定による養護老人で、令和2年中の所得の見積額が48万円以下の人
- 【⑤控除対象扶養親族】 ④の扶養親族のうち、年齢16歳以上の人(平成17年1月1日以前に生まれた人)
- 【⑥特定扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人(平成10年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれた人)
- 【⑦老人扶養親族】 ⑤の控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人(昭和26年1月1日以前に生まれた人)
- 【⑧同居老親等】 ⑦の老人扶養親族のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属で、所得者又はその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人
- 【⑨障害者(特別障害者)】 所得者本人又はその①の同一生計配偶者や④の扶養親族で、次のいずれかに該当する人  
イ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人……全て特別障害者になります。  
ロ 精神保健指定医などから知的障害者と判定された人……このうち、重度の知的障害者と判定された人は、特別障害者になります。
- ハ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人……このうち、障害等級が1級の人は、特別障害者になります。
- ニ 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている人……このうち、障害の程度が1級又は2級の人は、特別障害者になります。
- ホ 戦傷病者手帳の交付を受けている人……このうち、障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第三項症までの人は、特別障害者になります。
- ヘ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人……全て特別障害者になります。
- ト 常に就寝を要し、複雑な介護を要する人……全て特別障害者になります。
- チ 精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の人(昭和31年1月1日以前に生まれた人)で、市町村長や福祉事務所長などからイ、ロ又はニに準する障害があると認定されている人……このうち、イ、ロ又はニの特別障害者と同程度の障害がある人は、特別障害者になります。
- 【⑩同居特別障害者】 ①の同一生計配偶者又は④の扶養親族のうち特別障害者で、所得者、その配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人
- 【⑪寡婦】 所得者本人で、次に掲げる人  
イ 次のいずれかに該当する人で、④の扶養親族又は生計を一にする子(他の人の①の同一生計配偶者又は④の扶養親族とされている者、令和2年中の所得の見積額が48万円を超える者は除きます。)のある人(イ)夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ)夫と離婚した後、婚姻していない人、(ハ)夫の生死が明らかでない人  
ロ 上記に掲げる人のほか、次のいずれかに該当する人で、令和2年中の所得の見積額が500万円以下(給与所得だけの場合の場合は、給与の収入金額が6,777,778円以下)の人の(イ)夫と死別した後、婚姻していない人、(ロ)夫の生死が明らかな人
- 【⑫特別の寡婦】 ⑪の寡婦のうち、④の扶養親族である子を有し、かつ、令和2年中の所得の見積額が500万円以下の人
- 【⑬寡夫】 所得者本人で、次に掲げる人のうち、⑪のイの生計を一にする子があり、かつ、令和2年中の所得の見積額が500万円以下の人(イ)妻と死別した後、婚姻していない人、(ロ)妻と離婚した後、婚姻していない人、(ハ)妻の生死が明らかでない人
- 【⑭勤労学生】 所得者本人で、次の全てに該当する人  
イ 大学、高等学校などの学生や生徒、一定の要件を備えた専修学校、各種学校の生徒又は職業訓練法人の行う認定職業訓練を受ける訓練生であること。
- (注)専修学校、各種学校の生徒や職業訓練法人の訓練生については、文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書の写しと学校長又は職業訓練法人の代表者の証明書を添付してください。
- ロ 自分の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得(以下「給与所得等」といいます)があること。
- ハ 令和2年中の所得の見積額が75万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が130万円以下)であって、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下であること。
- 【⑮単身児童扶養者】 ⑪のイの生計を一にする子について児童扶養手当の支給を受けている所得者本人で、婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない人又は配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の生死が明らかでない人

# 令2 扶養要領

## 記入要領（令和2年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書）

### 1. 必須事項

- 職員番号（申告書左上に記載あり）・氏名（フリガナ）・生年月日・住所（住民登録住所）・配偶者の有無  
※記載事項に誤りがある場合は修正・加筆すること
- 押印**（またはサイン）
- 世帯主の氏名・・・住民票のある住所の世帯主を記載
- あなたとの続柄・・・住民票のある住所の世帯主の続柄を記載

### 2. 扶養親族がいる場合

#### A. 必須事項

- ・氏名（フリガナ）・あなたとの続柄・生年月日・住所または居所
- ・令和2年中の所得の見積額 →注)

令和2年分からの変更点

#### B. 記載欄

扶養親族が配偶者の場合 A欄に、16歳以上の場合は B欄に、16歳未満の場合は申告書下部の「住民税に関する事項」欄に記載する。**児童扶養手当受給者で単身児童扶養者に該当する場合は、単身児童扶養者欄に記載する。**

令和2年分からの変更点

注)控除の対象となるのは、令和2年中の所得の見積額が以下の場合のみ

●源泉控除対象配偶者に該当するのは、

申告者本人が900万円以下（給与所得だけの場合は収入額が **1,110万円以下（所得金額調整控除の適用を受けない場合は1,095万円以下）**）で、

扶養される配偶者が95万円以下（給与所得だけの場合は収入額が150万円以下）の場合  
※夫婦の双方がお互いに源泉徴収における源泉控除対象配偶者に係る控除の適用を受けることはできません

●控除対象扶養親族に該当するのは、

扶養される者が48万円以下（給与所得だけの場合は収入額が103万円以下）の場合

※所得の見積額が上記を超える場合、記載しない（控除の対象とならない）。

※所得・・・収入から必要経費を差し引いた金額。（下表[A]の金額）

#### 【所得の見積額 計算表】

※遺族年金、雇用保険の失業給付金、育児休業中の育児給付金などは、非課税のため  
所得に含めない。

所得の種類	収入金額等②	必要経費等⑤	所得金額(②-⑤)
給与所得 (1)	円	円	(マイナスの場合は0円)
事業所得 (2)		550,000	
雑所得 (3)			
公的年金等収入		1,100,000(65歳以上) 600,000(65歳未満)	※
配当所得 (4)			
不動産所得 (5)			
退職所得 (6)		(退職所得控除額)	(②-⑤)×1/2
(1)～(6)以外の所得		(うち特別控除額 円)	一時所得又は長期譲渡 所得は1/2
(7)			
(1)～(7)の合計額[A]			

※65歳未満:S31.1.2 以降生まれ

### 3. 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生

- 自身又は扶養親族がこれらに該当する場合、「C障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生」欄の□にチェックを入れ、「障害者」の表及び「左記の内容」欄に、該当する事実や人数及び氏名を必ず記載する。

※年齢16歳未満の扶養親族及び同一生計配偶者も対象となりますので、ご注意ください。

